

ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市と日本国大阪市との
主要分野における協力関係に関する覚書

ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市と日本国大阪市(以下「両市」)は、ヤンゴン市と大阪市の間の多様な協力関係を強化し、かつ相互理解に対して貢献したいと念願しており、また、平等と互惠を基礎として、両市の管轄と権限の範囲内で、両国、両市における法令、及び両国が締結する国際条約、協定に則り、友好的な協議の結果、以下の内容に合意した:

1. 以下の分野において友好的に双方の協力を促進する:

1.1 都市インフラ開発

- 1.1.1 環境保全・水道・都市洪水対策・下水道・廃棄物処理・都市計画・都市開発に関する協力を促進する。
- 1.1.2 両市が共通して関心を持つ分野において意見交換、経験の共有、協力可能分野の発掘のため、技術交流団の派遣・受入を促進する。
- 1.1.3 環境保全・水道・都市洪水対策・下水道・廃棄物処理・都市計画・都市開発の分野における人材育成に協力する。

2. この覚書の結果、他分野を含むより広範囲の包括的な双方の関係に発展させる場合は、両市はさらに友好的な協議を行うものとする。

3. ヤンゴン市都市開発委員会上下水道部と大阪市建設局が交流を企画し、協力事業を促進するための窓口として指定される。両担当は、毎年 3 月末に前年実施した協力事項に関する報告書を交換し、本年の行動計画を提出する。

4. 本覚書の遂行にあたって何らかの疑義が生じた場合、友好的な協議と交渉で解決する。

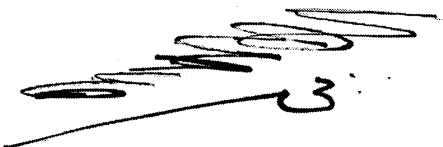
5. 有効期限

本覚書は、署名日より1年間有効とする。また、一方の当事者から他方の当事者へ2か月前の書面による本覚書解除通知が無い場合には、自動的に1年間延長する。

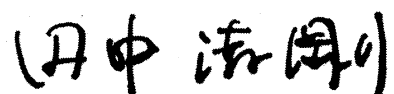
この覚書はヤンゴン市において 2014 年 9 月 25 日にビルマ語・日本語・英語それぞれ 2 部ずつが署名される。いずれの言語も正文とするが、内容に疑義のある場合、英語版を優先する。

ヤンゴン市都市開発委員会のために

大阪市のために



ヤンゴン市
書記長
U Kyaw Soe



大阪市
副市長
田中 清剛